

〈概要〉

不動地区は、平成 17(2005)年 1 月の市町村合併により上越市となった名立区（旧名立町）の最南部に位置し、日本海に沿って走る国道 8 号線から約 13km 南に入り、妙高市と接しています。地区の面積は、名立区の約半分を占め、冬季間の積雪は 4 m を超えることもあります。自動車では、北陸自動車道・名立谷浜 IC から約 20 分、上越市役所から約 45 分、北陸新幹線・上越妙高駅から約 1 時間の位置にあります。

人口減少が続く中、さらなる地域づくりのために、その基盤となる町内会組織の意思決定を簡素化しようと、下瀬戸・上瀬戸・東飛山と 3 つの集落の運営を、令和 2 年 4 月に「不動」町内会 1 つに統合しました。続いて、新しい地域づくりの推進母体となる団体を設立するために何度も話し合いが行われ、「輝く里不動の会」が令和 4 年 4 月に発足し、不動地域生涯学習センターを中核施設に活動しています。その話し合い中で、地域の将来像（ヴィジョン）も話し合われました。

当地には市内最大の水道水源保護地域があり、この「水」という資源は、私たち不動地区の住民の誇りであり、その源となる広大なブナ林は、一つの生産森林組合が所有・管理する広葉樹林としては全国屈指の広さを誇っています。

今後、移住を希望する方を新たに募りながら、未来永劫いつまでも続く「不動地区」を創っていきたいと構想しています。過疎化が進んでいるということは、別の面から捉えれば、市内の市街地をはじめ県内・全国各地に、名立区瀬戸・東飛山を縁に繋がる人がたくさんいるということ。その誇りである人材と地域資源を活用しながら、「ここに住んでもいいかな」と思ってもらえるような魅力ある地域づくり活動を今後も続けたいと考えています。

1 募集人員 1 人

2 活動地 上越市名立区不動地区

3 活動内容

不動地区の重要な資源である「ブナ林」「水」を活かすための活動を行っていただきます。

(1) 不動生産森林組合が進める事業への協力

- ・同組合が、単独でブナ材の間伐を施業できる体制づくりの協力（間伐作業への従事）
- ・J-クレジット制度への登録・運用手続きの協力

(2) 名立ブナの森水力発電株式会社が進める事業への協力

- ・今後実施する小水力発電設備の設計協議等への参加、整備への従事等

(3) その他、地区の資源等を活用した活動

- ・豊かな山菜、ヨモギ等を活用した特産品づくり
- ・集落営農組織「里山ファーム不動」の手伝い
- ・冬期間の除雪 等

4 応募条件

- (1) 三大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎、山村、離島、半島等の地域に該当しない市町村）から上越市に住民票を異動し、生活の拠点を移すことができること（上越市出身で、現在、前記都市地域等に住民票を有し、Uターンを希望する場合を含む。）

※転入出地域により要件が異なるため、地域政策課へお問い合わせください。

- (2) 普通自動車免許を有すること
- (3) パソコンの一般操作（ワード、エクセル、パワーポイント等）ができること
- (4) SNS（Facebook や Instagram）により情報発信ができること
- (5) インターン又は現地見学会に参加済みであること
- (6) 活動期間中、地域が不動地区内に用意した住居に住んでいただけること
※集落に適当な住居がない場合は市内の市営住宅に住んでいただけること
- (7) 協力隊員の任期終了後、上越市に定住しようとする意思があること

5 任用期間

開始日 令和 8 年 4 月以降（申込状況や選考試験等に応じ、任用開始日が変更となる場合があります。）

終了日 令和 8 年度に任用開始の場合、初年度は令和 9 年 3 月 31 日までとなります。また、初年度終了日以降、勤務成績が良好であれば 1 年単位で更新し、最長 3 年間勤務することができます。

6 任用形態・勤務条件

- (1) 任用形態 会計年度任用職員
- (2) 報酬月額 217,618 円
- (3) 期末手当 任用期間等に応じ、6 月期、12 月期に支給
- (4) 保 険 等 健康保険、厚生年金、雇用保険
※任用日に健康保険は 75 歳以上、厚生年金は 70 歳以上の人は加入できません。
- (5) 勤務時間 1 週間につき 5 日
原則午前 9 時～午後 5 時（うち休憩 1 時間、勤務時間 7 時間）
- (6) 週休日及び休日 土曜日、日曜日、祝日、12 月 29 日～1 月 3 日
※場合により土日・祝日や夜間の勤務となる場合があります。
- (7) 休 暇 年次有給休暇、特別休暇（結婚、病気、忌引休暇等）
- (8) そ の 他 活動期間中の車両は市が用意し、住居は地域又は市が用意します。
ただし、住居の光熱水費、町内会費等は自己負担です。

7 応募手続

(1) 応募受付期間

随時

応募受付期間中、「オンライン面談」や「インターン又は現地見学会」を随時開催します。

希望日時を予めご相談ください。

※任期終了後のミスマッチを未然に防ぐため、原則、「インターン又は現地見学会」にご参加いただきます。なお、インターン又は現地見学会の行程中の宿泊費、食費、移動費は市が負担しますが、上越市へ来るまでの旅費等は本人負担となりますのでご了承ください。

(2) 応募方法

次の書類を地域政策課宛にメールで提出してください。

- ① 上越市地域おこし協力隊受験申込書（市ホームページからダウンロードしてください）
- ② 履歴書（市ホームページからダウンロードしてください）
- ③ 作文 テーマ：「地域おこし協力隊に活かしたい私の力」（800 文字程度、任意様式）
- ④ 住民票の写し（発行から 1 か月以内のもの）

⑤ 普通自動車免許証の写し

8 選考方法

選考は、原則「個別面接試験」により行いますが、必要に応じ「書類選考試験」を行うことがあります。

結果の通知：選考結果は、選考後約 10 日後に文書でお知らせします。

その他：選考のための旅費は支給しません。応募時の提出書類は、不合格の場合のみ結果通知に同封し、返却します。

9 申込み・問合せ

〒943-8601

新潟県上越市木田 1 丁目 1 番 3 号

上越市総合政策部地域政策課

電話 025-520-5673 E-mail : chi-seisaku@city.joetsu.lg.jp

※指定様式はこちらから
ダウンロードして
ください。

